

次の【事例】および【資料】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 T市内を管轄する地方運輸局長は、「一般乗用旅客自動車運送事業の適正化に関する法律」（以下「本件法律」という）第7条に基づき、T市内における小型タクシーの初乗運賃の範囲を570円～590円に指定し、これを公表している。

X社は、T市内において小型車80台を擁し、これまで初乗運賃を570円としてタクシー事業を営んできた。しかしながら、長引く不況の影響で乗客数は減少を続けており、このままでは経営が立ち行かない。X社は顧客へのアンケート調査を実施し、タクシー運送事業の改善に資する意見を求めたところ、運賃値下げの希望が有効回答の過半数を占めた。そこでX社は、起死回生の策として、初乗運賃を500円に値下げすることを真剣に検討している。

しかしながら、このような運賃変更の届出に対しては、本件法律第8条第3項に基づく行政処分が確実視される。X社がこの処分に従わず500円の初乗運賃で運送を継続する場合には、本件法律第9条に基づくさらなる行政処分および第17条に基づく処罰も予想される。

【資料】 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化に関する法律（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、一般乗用旅客自動車運送が公共交通として重要な役割を担っていることに鑑み、一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化を図り、もって運送の安全及び利用者の利便を確保することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員10名未満の自動車を貸し切って、有償で、旅客を運送する事業をいう。

第3条（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

一般乗用旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第7条（運賃の範囲の指定）

- 1 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲を指定し、これを公表しなければならない。
- 2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、以下の基準に適合するものでなければならない。
 - 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。

- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

第 8 条（運賃の届出等）

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の運賃は、第 7 条第 1 項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第 1 項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、その運賃をすみやかに変更すべきことを命ずることができる。

第 9 条（許可の取消し）

国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取り消すことができる。

第 10 条（権限の委任）

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

第 16 条（罰則）

第 3 条の規定に違反して一般旅客自動車運送事業を経営した者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 17 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 8 条第 1 項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を収受した者
- 二 第 8 条第 3 項の規定による命令に違反して、運賃を収受した者

【設問】 X 社の立場から本件法律の違憲性を主張する場合、どのような立論が考えられるか。国の立場からの反論を想定しつつ、詳しく論じなさい。

【出題趣旨】

職業の自由は、最大判昭和 47・11・22 刑集 26 卷 9 号 586 頁（小売市場適正配置規制事件）や最大判昭和 50・4・30 民集 29 卷 4 号 572 頁（薬局適正配置規制事件）を筆頭に、重要判例が多く、司法試験の出題に好適なテーマのひとつに数えられる。今回の事例は、「道路運送法」および「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を参考に創作されたものであり、法律による権利制約の合憲性を論じさせるオーソドックスな出題である。

【採点基準】

①職業の自由に対する制約の態様ないし強度に十分な注意が払われているか。

運賃規制＝職業遂行の自由に対する制約。（5 点）

とはいえ、運賃規制に反した場合に営業許可の取消しが予定されていることを踏まえれば、職業選択の自由に対する制約に匹敵するとも考えられる。（5 点）

②本件法律の立法目的が的確に論じられているか。

最高裁判例を前提とすれば、職業の自由を制約する法律の合憲性については、当該法律の立法目的に着目しつつ論じられるべきと考えられる。

「運送の安全及び利用者の利便を確保する」ため（1 条）＝「消極目的」。

「不当な競争を引き起こさないための運賃指定（7 条 2 項 3 号）＝「積極目的」。

なお、これらの前提として、そもそも消極／積極目的とはそれぞれ何を意味するかについて説明があると望ましい。（以上について、最大 15 点）

③本件法律に対する違憲審査の基準が適切に立てられているか、

立法目的（規制によって得られる利益）と規制手段（規制によって失われる利益）との均衡が達成されているか否かについて、いかなる厳格度をもって評価されるべきか。

消極目的規制としての側面に着目しつつ、加えて上述の制約の強さを強調しつつ、規制手段の必要性、合理性を厳格に審査するか。

積極目的規制としての側面を重視しつつ、著しく不合理であることが明白か否かの審査にとどめるか。

なお、これらの叙述の前提として、積極／消極目的の区別が審査基準の厳緩とどのように結びつけられるかの説明があると望ましい。（以上について、最大 15 点）

④以上を踏まえつつ、本件法律を違憲とする主張が、具体の条文に依拠しつつ、説得的に論じられているか。（10 点）